

平成23年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年12月20日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月20日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	猪俣二郎	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住民課長	犬飼 博初
		次 長 兼 保険医療 課 長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推進課長	鈴木 利彦	健康推進 課 長	能島 頼子
	産業建設部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政課 長	西川 和彦
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	上下水道 部 次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
	消防本部	消 防 長	鈴木 卓夫	消防本部 総務課長 兼予防 課 長	伊藤 啓二
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
生涯学習 課 長		川合 保			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第70号 蟹江南保育所改築工事請負契約の締結事項の変更について
- 日程第2 議案第61号 蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第63号 蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第64号 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第65号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第66号 平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第67号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第68号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第69号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第11 発議第10号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第11号 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第13 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第14 議案第70号 蟹江南保育所改築工事請負契約の締結事項の変更について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成23年第4回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

皆さんのお手元に、総務民生及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。また、平成23年第3回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで、石垣教育長より蟹江中学校マーチングバンド全国大会出場の結果報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、マーチングバンドの結果についてご報告を申し上げます。

お手元に大会結果のプリントを用意させていただきました。

第39回マーチングバンド・バトントワーリング全国大会が12月17日土曜日、さいたまスーパーアリーナで開かれました。蟹江中学校は中学生の部マーチングバンド部門、小編成に出場いたしました。小編成は13校の参加がありまして、蟹江中学校は2番目の演技でありました。生徒たちの真剣な気持ちが入った取り組みで、結果は見事金賞、ゴールド。全国大会での金賞は初めてという栄誉に輝きました。埼玉へ応援にお願いいただきました議長さん初め、皆様方のご支援にお礼を申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長 黒川勝好君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、12月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る12月14日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。

9月定例会で継続審議となっていました1件と、その後に提出されました15件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は2件でござい

ました。アの安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、イ、任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書、この2件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、不採択することになった意見書は、委員会報告書（2）のアからケまでの9件で、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、3番目ではありますが、継続審議することになった意見書であります。

アの大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書、イ、「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書、ウ、公立・公的病院の充実、地域医療の再生・充実などを求める意見書、エの障害者自立支援法の確実な廃止と「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえた障害者総合福祉法の制定・実施を求める意見書、オ、原子力行政の見直しを求める意見書の5件であります。

どうかよろしくお願いいたします。

次に、自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書については、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

次に、平成24年第1回定例会（3月）の日程が決まりました。委員会報告書に添付されておるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご報告いたします。ありがとうございました。

（1番議員降壇）

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 黒川勝好君

日程第1 議案第70号「蟹江南保育所改築工事請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地です。

まず、第1点。工事の追加ということではありますが、追加の理由として、町としては設計をしたときに今既存の東側の塀は安全だとかこういう解釈であったけれども、どうも心配にな

ってきた。したがって、この際、新たに設置をし直したほうがいいのではないかというのが1つの提案理由であります。正直言ってどうなのかな。全部があったけれども、危険だからなのか、それとも東側の隣の人との関係でどうなのかな。この際だから防音、そして余りみすぼらしい、全体的には立派になって、古い既存のやつがありますとみすぼらしくも感じるわけです。そういうような意味で、この際ですからいろいろと言われる前に積極的にやったらどうかという意見というか、そういうのをどういう段階で起こってきたのかな。ありがたいことには、入札の結果、1億5,000万円近い借りる起債も借りなくて変更というような形や何かで、大変なご努力ということはわかるわけです。そのご努力したのは業者がご努力したことであって、町が努力した結果でも何でもないということです。そして何でもない結果、今度はこういう追加工事ということで上がってきたことが、一体どういうことなんだろうかな。努力の結果、ついでに業者でただでやってもらったらどうか。どうだねと。一緒じゃないのと。これだけ努力してくれたんだから、ただでどうだねと。こういうことは言えたかどうかわかりませんが、その経過として、どうしてと思うわけ。もうほとんど現地を私、見てきましたけれども、基礎工事はでき、もちろん建物にもコンクリが全部打ち込まれて立派なもんです。あれだけ順調によう工事が進められていて、外構工事のときにきて、いかがかなというそれがちょっと理解が苦しむわけ。いつの時点でそういう判断をしたのか。この外構工事をやったほうがいいという判断はだれがされたの、いつなの。その辺がちょっとわからん、今の説明では。

それで、メーター数、よくこれも説明こういう図面にぎ一と書いてあるんですが、一般的には、フェンスというのは基礎単価はほとんど決まっておるの。メーターでどういうフェンスをやると大体幾ら。これはフェンスの事業をやっておる方が今多いんです、各地域で。どこどこという家庭用のフェンス、そういうのを見ると大体わかっちゃうの。高さは何メーターでどういう材料を使って、1メーター、5メーターだったら幾らか、ぎ一と計算するとわかるの。それは単純なんです。その単純な塀でなくて、ほかにもどこかついでだからこれを直したい、あれも直したいというのをひっくるめて、今回の500万近い追加の金額になつとるのか、単純で塀だけなのか、これもわかりづらい。だから、経過をもう少し、なぜ、いつの時点でフェンスをやらにやならなくなった決断。それから次に、フェンスのメーターだけでなく、工事の内容としてほかのものも手をかけておるじゃないですか、この500万の中には。一体工事は何と何が実際あるの。その辺がちょっとわかりづらいので、もう一度ちょっと説明をしてください。

○民生部長 齋藤 仁君

経過でございますが、当然、旧の園舎を取り壊しをいたしました。そして新しく工事が始まって、掘削等基礎の関係で始まるわけでございますが、その折に非常に傾いて危険であるというようなことがわかってまいっておりましたので、そこから追加という形の話し合いは

始めさせていただきました。そこで、議員が言われるように、できる限り請負業者さんのほうにお願いをいたしておったところでございますけれども、諸般の事情によりまして、追加の外構工事、そのほかにも先ほど質問の終わりかけにほかの工事もというお話がございましたが、先ほど申し上げましたように、西園庭の北側にフェンスの延長部分と、それから、その水路部分、U字溝でございますが、そのU字溝の補修とふたですとかそういうようなところの取りかえ、いろいろな勾配の調整とか、そういうようなことも含めまして工事が入っております。そのほかにもアスファルトの舗装がふえておったりというようなこともございますので、全体的に見てこういうふうになりました。

また、フェンスにつきましては、東隣の方から騒音等いろいろ苦情もあったわけでございますので、その騒音等も配慮しながらやっていけたらということで、いろいろ設計事務所等とも協議しながらやってまいったところで、園舎部分があるところについては、そんなに高くないフェンス、運動場部分になるところについては、それ相応の高さで遮音性の高いものを設置して東隣の方のご理解をいただくということでお願いをしたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

今の説明だとわからないの。一たん工事を、まず設計やるでしょ、設計やるときに大体どれとどれをこうやると。これ含まれて1つの設計ができて、ここで入札をかけて落ちるわけ。落ちたわけでしょう。工事が完成する前に追加で気がついた。その気がついたのは、例えば事業をやると必ず、例えば地域住民からフェンスこれ、あかんぞと。ぐらぐらして危ないじゃないか、何とかせんかという意見が来る。苦情が来る。それに基づいて検討した結果、あ、やらなならんということで、悪いけれどもこのフェンスはこの際やらさせてもらうということは出るの。これは住民との境界、境の問題でやらなならんということはある得るの。これはやむを得んという。仕方ない。それで、ついでに例えば側溝だとかいうのは、フェンスをやろうとしたときに、例えばついでに水の流れが悪いと気がついた。気がついたのがいつの時点でそれに気がついて、本当はこれを直さないといけないんだけど、あとの工事とか来年度だとかで間に合えば、来年度工事をやめて、別に普通やる場合があるわけ。別に。ところが、今回の場合は、1つの事業をやっておる工事の最中に追加として入れてきたこと。だから、それは追加として500万近い金が入った以上は、しかるべき説明というのはもっときちんとせないかんわけです。どこの時点で気がついて、どういう問題があつて、こうだと。それで、やってもらうのは、今請け負っている業者にそのままやってもらうわけ。だから、値段なんていいか高いかわかりやあせん。正直言つて。わかりやせんよ。

その500万円の事業をまた別にやらせるのと、本人やらせるとは違うもんね。だから自然にこれは気がついたからその業者に追加工事でやらせて、どういう見積もりとかそういうの

はどういう経過でこうなったか知らんよ、そこまでは。いずれ出てきたのは、工事が今までのやつが大きい数字になって再度再契約みたいな、きょうの提案だから。だからそういうのはちょっと理解に苦しみますけれども、金額が……。

主たる理由というのは、地域の皆さん方から塀がちょっとぐらぐらして危ないぞよと。何とかならんかという話の発端で、検討した結果、やむを得んと。それで、わからんことはないですよ。やる前は、これだけの金額のものをやっていって、使えるものは使おうと。なるべくなら省いてやろうという気持ちが生まれるのは当然ですから。いいじゃないか、設計士とも計算して。そうだね、これは使えるのでこれは外そうねとか、少しでも安く本体だけやって、周りのことは家を建てるときと一緒にです。家は立派に建てるけれども、あと外構工事なんていうのは、予算がないものでいつも後なの、一般の家庭も。1年か2年、3年後にやっている。よう似とることなの。でも町の公共事業ですので、せっかくやるならやろうと。こういうことで、それ以上あなたに言ってもどうも答えそうもないので、ええわ。ええけれども、わかりづらいことは間違いない。こういうことはまずいの。途中で工事をやらせといて、途中で、追加で工事がふえるということは余り好ましくない。ありますよ、工事中にガス管が埋まっとなって、これはどうしても撤去せにゃならんと。これをやるためにはとらにゃと。気がつかんときがある。地下だったりとか、そういうときは自然にやむを得んで追加工事を業者についでにやらせるとか、こういうことはわかりますけれども、今のこの説明では、本来はわかりづらい。だから、その点について、これ以上言ってもいかんので、要は、よう頑張ってくれておる。あれだけの本当にえらい勉強してくださって、頑張って、手抜きもないように、本当に立派に、工事屋さんとしてはやってみえると思う。それは、私は監督じゃないので、わかりませんが、あれだけのものをやってくださっていることについては、いいわけですが、経過としてなぜと言われたときにもっと説明を堂々としやすい説明の仕方をしないと、誤解を招くことがある。追加工事というのは、特に誤解を招くことがあるの。一般的にその程度100万、ついでだ、業者がサービスやれとか、一般の民間だと言うの、業者に。公共事業はなかなかそういうことを言いづらいか知りませんが、だから、追加の発生した金額については、きちんと説明のできるようなことはしておかないとまずいよということ。だから、ぜひその辺はきちんとこれからだれかが質問に来ても言えるような資料と態勢だけはぜひお願いしたい。

それから、ついででございしますが、関連でございしますが、あそこに今あるのは児童館になって、今の南保育所ができたときの周辺の駐車場問題なんです。来年の4月開園したときに、大体想像してみたときに、親の送り迎え、車がすごいと思う。だから、それについてこれはあなたのほうからどちらに話を持ち出すかわかりませんが、周辺の交通安全対策、朝、大勢ござるわ、今でも大変だけれども。それに対する交通安全対策というのは、万全でなければならんわけ。幼児を送ってきますので、大きな車でぎょうさん来ざるわ。今の人は自転

車で送ってこないもんね。だから、そういう送り迎えの構図、交通安全対策は万全かと言われたときに困るものですから、来年4月からは間違えなく、そのことについてもお互いに庁内で打ち合わせをして万全だと。それから駐車場もここは何台かずーっととまれるようになっておりますけれども、職員の皆さん方、これはつくるときにいろいろ中村さんも私も質問しておりますが、駐車場どうなの。例えば職員の皆さん方は駐車場はここには置けるような位置なのかどうかとか、何台ぐらいほしいの。だったら個人でどこか借りたらとか、今もそうやっておみえになるのですが、そういう駐車場対策と交通安全対策もきちんと来年開園するに合わせて、間違いのないようにやっていただきますよう、これは関連でございますので、立派なものを幾ら金出してやったって後が悪いと、悪い言われちゃうの、せっかくね。だから、万全な体制で迎えてもらいたいということをあなたにも言います、担当だからね。それから発信をしてもらって、安心安全課もあるんだし、最後は町長の責任になりますので、町長にもよくやってもらうように、あなたのほうからアクションを起こすようお願いをしておきたいと。これで、よろしいですな。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第2 議案第61号「蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」

日程第3 議案第62号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第63号「蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について」

日程第5 議案第64号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

本4案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 高阪康彦君

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る12月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第61号「蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1番目に、条例施行に伴い関係法令等の職員研修を行ったのか。2番目に、この条例をどのように利用者へ周知徹底するのか。3番目に、公の施設利用で許可条件の中に暴力団に関する事項が入るのかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例施行の後、警察署と調整し職員研修を行う。利用者への周知は、公の施設へパンフレットや文書で通知する。公の施設の許可条件については、公民館初め、10施設の条例改正を行い、許可しないことになっているという内容の答弁があり、委員から、来年1月1日施行であり、早急に周知徹底をしてほしいと要望が出されました。

次に、実際に暴力団関係者とわかった場合の対処とその際の職員等の安全対策は大丈夫かという内容の質疑がありました。

これに対して、暴力団関係者の見きわめは難しいが、まずそのような情報を得たら、担当課、警察へ連絡をしてほしい。また、公の施設の使用許可については、決裁を回すので、即時対処することではなく、警察と連携して許可申請の審査をする。職員等の安全確保は愛知県条例により保護されるという内容の答弁がありました。

また、条例の周知徹底について横江町長から補足説明があり、12月19日、20日の両日、尾張温泉への招待日であり、1日目の19日に蟹江警察とタイアップし、暴力団排除条例に関するアピール活動をするとの発言がありました。

次に、災害時や歳末助け合いなど暴力団関係者が施設利用を申請した場合や葬儀で暴力団関係者に供花された場合はどういう対処になるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、暴力団員個人の施設利用は、この条例の対象外である。暴力団の活動に利用され、利益になると認められるときは利用許可を取り消す。また、暴力団とのつき合いについても、同じ取り扱いとなるという答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論はなく、議案第61号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」及び議案第63号「蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について」は、質疑、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」でございます。

東日本大震災で行方不明者が多く、死亡の推定に苦慮された。死亡推定はどのようにしているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、通常は災害から1年である。東日本大震災では3カ月の短期で死亡推定され、弔慰金を払っているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第61号「蟹江町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第62号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号「蟹江町立保育所設置条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第6 議案第65号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

防災建設常任委員会に付託をされました1案件につきまして、去る12月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第65号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、消防団員の公務災害補償の対象となる範囲はという内容の質疑があ

りました。

これに対し、消防団員が自宅から出勤して自宅へ帰るまでが公務災害の補償範囲であるとの答弁がありました。

次に、今まで消防団員がけがをしたり、後遺症が残り、公務災害で介護補償をした事例はあるかという内容の質疑がありました。

これに対して、消防団員が負傷した人数は33名で、幸いにも後遺症が残ったという事実はないという内容の答弁がありました。

次に、東日本大震災で多くの消防団員が死亡、負傷したが、公務災害の対象となったのとはという内容の質疑がありました。

これに対して、東日本大震災で死亡した消防団員は252名である。負傷による介護補償を受けているという情報は、現段階で把握はできていないという内容の答弁がありました。

また、東日本大震災で死亡した団員への補償額はという内容の質疑がありました。

これに対して、勤務年齢により異なるが、死亡者に支給されるものは、葬祭費、遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金の4つである。約2,500万円の公務災害補償として支給された。また、賞じゅつ金が国・県・各市町村から支給されるという内容の答弁がありました。

次に、火災時に招集がかかっていない分団が出勤し、事故あるいは負傷した場合、公務災害補償の対象となるのか。また、一般住民が消火活動に参加し、負傷した場合の補償はという内容の質疑がありました。

これに対し、消防団員は公務災害補償の対象となる。また、一般住民についても消防法に基づき、火災従事者として公務災害補償の対象となるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めましたところ、討論もなく、議案第65号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

(12番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第7 議案第66号「平成23年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

19ページですけれども、中央公民館の舞台の改修工事、これは機構の改修工事となっております。提案のときにも若干説明あったかと思えますけれども、ちょっと理解がよくできませんので、どのような改修工事かということをもう一度ご説明をいただきたいと思えます。

○生涯学習課長 川合 保君

工事の内容でございますが、中央公民館の舞台のつり物です。上からおりてくる、おろせる物の改修工事をしたものでございます。第1バトンから第3バトン、それから照明の第1と第2、合わせて5本、すべてで6本のつり物の改修工事をしました。

以上であります。

○7番 中村英子君

それによって、何がどうなるのか、よくなることを言ってもらえばわかりやすいかなと思うんですけれども、それはそれですが、言ってもらいたいと思えますが、どんちょうのこともなんですけれども、以前から私、どんちょうのないことによる不都合ということを行っているわけですが、どんちょうに関しては、何も考えられていないというふうに思うんですけれども、どんちょうがないことによって舞台でいろんな品目をやる人に非常な不都合が生じているということと、それから、どんちょうというものがなくなることによって制限されるものというものもあると思うんです。演劇とかそういうものは、どんちょうがないとやれないと思うんです。実際にそういうものをやりたいという希望があるのかなのかといえ、ないのかもしれないけれども、このどんちょうがないということなんですけれども、これについて、舞台は広くなったけれどもどんちょうがないと。何らこれは、将来的にもどんちょうをつける必要がないというふうに思ってみえるのか、どんちょうについてはどういうお考えになってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 川合 保君

どんちょうにつきましては、従前の位置のところにどんちょうが今ついているわけですが、舞台を前に広げたところにどんちょうをやろうとしますと、設計士のほうに確認をしました

が、天井、屋根すべてを改修しないとできないということを言われまして、今のところ考えておりません。

(発言する声あり)

先ほどつり物と言いましたけれども、幕のほうもかえておりまして、今まで手動で回しておったものを電動でできるものにしました。開設当初、昭和54年から1回もかえていなくて、ワイヤーのほうの強度等、安全性に欠けるということで、今回やらさせていただいたことでもあります。新しくしたことによって、安全に確実に動く、手動で変な力をかけて回すより一定の動力による巻き上げ、巻き戻しということが可能になったということでもあります。

以上であります。

(「今の照明の色は……」の声あり)

照明については、今後またやっていくという……今回は照明は入っておりません。

○7番 中村英子君

ごめんなさいね、どんちょうありますけれども、それは狭いときのどんちょうだもんで、広げたときには、それがついてないということなんです。

それで、私はこのことについて苦情をずっといただいているんですけども、さまざまな蟹江町の文化協会に入っている方々が発表会をするときに、以前でしたらどんちょうがおりますので、どんちょうの内側で次の品目の準備ということをしてライトをつけて明るい状態でやることができたわけです。それが今は舞台が前に広がって、その舞台の前のほうにセットするんですけども、どんちょうというか幕がないために暗やみの中で次の品目の準備をするんです。非常に配線だとか、楽器の何だとかで手元が暗いわけですので、しかも大概、高齢者の方がかなり文化協会にも加入してみえて頑張っているいろんなことをやってみえるものですから、70歳代の方も結構これ、そういうことに参加してくださっているんです。そういう方たちは、もうこれが舞台が広がったためにえらい迷惑だということで苦情を言っているんです。

それで、今の説明ですと、屋根や天井まで全部やりかえないとできないというような大がかりなそういうことではなしに、年に2回のことだもんですから、別途の工夫とか何かによって、仮設ということは難しいかもしれないんですけども、何らかの方法が私はあるんじゃないかと思う。本格的なものをつくらなくても。本格的なものをつくらなくても、幕間、幕間を閉める、そういうことは何らかの創意工夫でやれるんじゃないかなというふうに思うんです、そう本格的なのじゃなくても。

使う人の身になって物事を考えてもらいたいし、使う人の身になって設備をしてもらいたいというふうに思いますので、何とか、そんな天井や屋根までぶっ壊してやらなきゃいけないという大がかりなものではなしに、何かつり下げのような感じでもいいですもんで、1本こう前にやるだとか、そういうことで何とか幕間を確保してやるということをやっていた

きたいというふうに思いますので、少し研究をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

(発言する声あり)

○生涯学習課長 川合 保君

議員が言われるように、前のほうにもう一度幕とかということだと思うんですが、その幕をおろすに当たりまして、今現状の屋根自身に強度がないということなんです。

(発言する声あり)

はい、わかりました。検討させていただきます。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第10 議案第69号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第10号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 中村英子君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第10号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同じく奥田信宏、同じく伊藤俊一、同じく猪俣二郎、同じく松本正美、同じく菊地久でございます。

意見書案を朗読いたしまして、提案にかえさせていただきますので、お願いをいたします。安心して子育てできる制度の確立を求める意見書（案）。

女性が産む子どもの数が減少し続けている。

その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎるものがあげられる。

妊産婦健診費用や子どもの医療にかかる費用は若い世代にとって大きな負担である。

格差と貧困がひろがるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育てられる社会をめざして、子育て施策を拡充していくことは、国の責任である。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 18歳年度末までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。
2. 現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。
3. 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成すること。
4. 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（7番議員降壇）

○議長 黒川勝好君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第12 発議第11号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 奥田信宏君

発議第11号「任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年12月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、伊藤俊一、同、猪俣二郎、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子。

任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書(案)。

朗読で提案にかえさせていただきます。

2010年11月26日に成立した補正予算で、ヒブ・小児用肺炎球菌・HPVの3ワクチンが、2011年度末まで公費負担されることとなった。

いま、他のワクチンも含めて2012年度から定期接種とすかどうかの検討がされているが、WHOや諸外国において推奨されている予防接種を、予防接種法に基づかない「任意接種」として、その必要性や費用負担、そして接種による健康被害に対する負担の多くを被接種者に求めていること自体が大きな問題である。

予防接種は、本来公衆衛生行政として接種費用を国が負担すべきで、接種による健康被害の管理、そして補償についても国が責任を持つべきである。

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV以外に、流行性耳下腺炎は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告されている。また、水痘、成人用肺炎球菌については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで接種が推奨されている。

なお、5月26日に開催された厚生省厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会で、早ければ来年度にも不活化ポリオワクチン(IPV)を国内で導入できる見通しが示された。不活化ワクチンに扉が開いたことは歓迎するが、来年度の流通開始まではワクチンポリオの危険性は残る。ただちに不活化ワクチンを輸入し、ワクチンポリオの危険性を排除すべきである。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. ヒブワクチン、小児用及び成人用肺炎球菌ワクチン、HPVワクチン、水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン等の任意の予防接種を定期予防接種とし、無料で受けられるようにすること。

2. 定期予防接種に位置づけられるまでの間は、任意の予防接種の副作用対策と公費助成の拡充をすること。

3. 不活化ポリオワクチン（IPV）を早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。
以上です。

(12番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第13 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務

調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第70号「蟹江南保育所改築工事請負契約の締結事項の変更について」をこの際日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第14 議案第70号「蟹江南保育所改築工事請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成23年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

黒川勝好

10番議員

佐藤茂

12番議員

奥田信宏